

5市2町街道観光ツアー造成・販売業務 公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月25日

静岡市 観光交流文化局 観光政策課

1 趣旨

しずおか中部連携中枢都市圏（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）（以下「5市2町」という。）の街道を軸とした地域ならではの「食」「体験」「歴史」で楽しむ街道観光ツアーを造成・販売し、首都圏から5市2町への誘客及び周遊促進を図り、滞在時間の延長、観光消費額の増加につなげることを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

令和7年度 観文観委第23号 5市2町街道観光ツアー造成・販売業務

（2）業務内容

別紙「5市2町街道観光ツアー造成・販売業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

（3）委託期間

契約日から令和8年2月27日まで

（4）契約上限金額

3,991,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）を提案金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

（5）支払方法

業務完了後の一括払い

（6）その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ静岡市（以下、本市とする。）の承認を得た場合はその限りではない。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である

こと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 旅行業法第2種の資格を有していること。
- (6) 静岡市内に本社又は本店、支店、営業所等を有していること。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始	令和7年4月25日（金）	静岡市ホームページ上で公開します。
質問受付	令和7年5月2日（金）17時まで	質問書【様式5】に記載の上、電子フォームより提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和7年5月9日（金）	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
企画提案書提出 （プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和7年5月16日（金）17時まで	電子フォームにて提出してください。
書類選考（1次選考）	令和7年5月19日（月）から令和7年5月21日（水）まで	書類選考により2者程度を選定します。応募者が3者に満たない場合は書類選考を行いません
書類選考（1次選考） 審査結果通知	令和7年5月22日（木）	書類選考で選定した業者には、プレゼンテーション

		の参集時刻及び開催場所を電子メールにて通知します。
プレゼンテーション (2次選考)	令和7年5月27日(火)	
最終審査結果の通知	令和7年5月30日(金)	プレゼンテーション(2次選考)の参加者全てに通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和7年6月6日(金) 17時まで	
説明要求に対する回答	令和7年6月11日(水)まで	

5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】
- (2) 会社概要書【様式2】
- (3) 類似事業実績報告書【様式3】
- (4) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】
- (5) 商業登記簿謄本
- (6) 貸借対照表、損益計算書(直近3年度分)
- (7) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)
 - ① 消費税納税証明書(1部、直近3カ月以内)
 - ② 市民税納税証明書(1部、直近3カ月以内)
- (8) 企画提案書
- (9) 見積書
- (10) 共同企業体協定書

※共同企業体(JV)で提案する場合のみ

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

- (1) 書式
 - ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
 - ② 企画提案書は下記フォームより提出してください。
(提出フォーム) <https://logoform.jp/form/79j2/1002516>

ファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel、PDF形式としてください。

- ③ 提案書のページ数制限はありませんが、15分で説明できる内容としてください。
また提案書についてはMicrosoft PowerPoint またはPDF 形式としてください。

④ 質問については個別に回答することができません。

HP に掲載されている質問書【様式5】に記入の上、令和7年5月2日（金）17時までに下記フォームにて提出してください。

※電話・FAX等での提出は受け付けません。

（提出フォーム） <https://logoform.jp/form/79j2/1002562>

- ⑤ 企画提案する際に、提案内容について、目標値を提示してください。また併せて算出方法及び達成に向けた取り組みを明確に示すとともに、KPI の確認手法についても明記してください。

7 書類選考（1次選考）

（1）実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、2者程度を選定します。
- ② 企画提案審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。
- ③ 応募者が3者に満たない場合は、書類選考を行いません。

（2）書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

8 プレゼンテーション（2次選考）

（1）実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
- ア 準備：5分
- イ 説明：15分
- ウ 質疑応答：15分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行って下さい。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、2名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

（2）評価者

本市が設置する5市2町街道観光ツアー造成・販売業務におけるプロポーザル審査会における審査員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙1）に基づき審査員が評価項目ごとに採点し、設定した比率に応じた換算点数を評価点とします。各審査員の評価点を合計し、合計点が最も高い事業者を本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

(4) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の特定をしません。

- ① 審査員の1名でも35点を下回る評価をした場合。
- ② 審査員の評価点の合計が175点を下回った場合。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

11 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館17階）

（※4月30日（水）から静岡庁舎新館16階に移動）

静岡市観光交流文化局 観光政策課 観光推進第2係 担当者：赤木、海野

電 話：054-221-1310 メール：kankou@city.shizuoka.lg.jp

5市2町街道観光ツアー造成・販売業務 企画提案審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点①	1. 事業実施体制	本市及び5市2町の事業者と連携協力して事業を遂行する体制となっているか。また、事業実施において十分な人員を配備できているか。	5点	×2	
	2. 類似事業実績	過去に類似業務の受注実績があり、同等以上の規模の契約を履行した実績があるか。	5点	×1	
視点②	3. ツアー造成	5市2町の地域資源を生かした、街道を軸とした地域ならではの「食」「体験」「歴史」で楽しむツアーとなっているか。	5点	×2	
	4. プレスツアー実施	首都圏に事業所を有するマスメディア等関係者を招請し、仕様書記載のプレスツアーの企画運営を実施することができるか。	5点	×1	
視点③	5. 販売に向けたプロモーション	造成したツアー商品の販売に向け、効果的にプロモーションできる提案となっているか。また「日本橋しずおか食堂」をプロモーションの場として効果的に活用できているか。	5点	×2	
	6. ツアー販売	造成したツアーを販売することができる体制が構築されているか。また、令和7年度及び令和8年度以降のツアー販売目標設定、達成に向けた取組が明確に示されているか。	5点	×2	
合 計					50点